

近代政治学の根本問題

橋爪大三郎

かつて人々は民主制に、意思の代数学という理想を託した。しかし、正統性弁証をめぐる困難とArrowの不可能性定理は、民主制がたんに自存する形式体系にすぎないと明らかにする。こうした民主制への帰依も、言語ゲーム的状况のひとつにほかならない。そこで言説技術と権力分析を軸に、民主制を記述する政治学を再組織する必要がある。

政治学と経済学は同型か？

【1】近代 (Modern society) は楽観的な2つの予測とともに出発した。ひとつは A. Smith (1727-1790) の予測である。彼は、市場経済は自由な運行に任せれば順調に発展するとの予定調和の教説をのべた。もうひとつは J. Bentham (1748-1832) の予測。彼は、統治権力の存在理由を「最大幸福原理」の実現におき、国民の集成的意思が統治権力を合理的に運用する様を想いえがいた。

経済秩序 (市場) と政治秩序 (国家) とは、資本制近代の運行を支える車の両輪である。両者がようやく分離しつつあった頃の2つの予測は、その後の資本制の眩いばかりの隆盛を十分に根拠づけるものだろうか？

【2】A. Smith の予測——各人が自分だけの利害から行動しても、結局各人に望ましい均衡状態が実現される——は、近代経済学の発展のなかで着実に継承され、論証を与えられていった。F. Y. Edgeworth, V. Pareto, T. Koopmans らを経て、われわれは今日この問題に関するほぼ完璧な回答を、例えば R. J. Aumann の仕事にみることができる (→落合 [1982a])。

それに比べて後者の予測は、近代政治学のなかで結実しているとは言い難い。それどころか

Bentham の要請にこたえる政治制度などそもそも存在不可能ではないかという、深刻な学問的懐疑さえ出現している。

Bentham の予測のうち、常套句「最大多数の最大幸福」がまず槍玉にあがった。この句は字義通りでは意味をなさない (double optimality fallacy)。少なくとも「一定多数者の最大幸福」などの形に修正を要する。つぎに集計問題。Bentham の構想は、各人の幸福の総和をとる手続きを前提するが、方法論上問題が多い。効用の個人間比較を不可能とする一般的前提のもとでも通用する議論に脱皮しないと、経済学の進展にとり残される。最後に、Arrow の不可能性定理。これは民主主義の存在不能宣告とも解釈できるもので、Bentham の構想を根本から打ち砕きかねない。

【3】政治学の現状は、経済学から著しく立遅れている。政治学は当初の、政治秩序や統治機構の設立に関する規範的発言の企図も能力もなくしてしまい、代議制や政党政治の現象面に追隨する「実証」作業に専念している。

政治の実像を経験的に裏付けるのも、たしかに貴重な作業だ。しかし理論枠組みの欠けたところに実証もない。

本稿は、①近代政治学の本来の対象、すなわ

ち(近代)民主制を、概念的に再定位すること、②そこで作動する権力の様態を説明すべく、言説分析を軸として政治学を再組織すること、を提起するものである。

民主制と正統性

【4】政治が、暴力的な威嚇(を背景にした強制)やその他根拠のない圧迫から区別されるのは、正統性(legitimacy)の観念によってである。権力の安定した作動は、支配する側をもされる側をも捉えてやまない権威(authority = 正統性の源泉)抜きには、不可能である。政治過程は、政治目的実現のための実働過程である以上に、そうした実働を逐一正当化(justify)するために正統性の言説をふりまく過程である。

近代政治の特質は、形式的手続き体系として整備されているところにある。民主制(democracy)は、自らがよってたつ正統性の根拠を、できる限りこの形式的手続きに移し入れるといふ、ある極端な統治形態である。そこで法は、正統性の言説の中核をかたちづくる(法の支配)。この言説過程を通じて、各人の恣意を離れたものとみえる政治の'公的'性格が演出される。

【5】民主制は、多数者による支配をその原義とする。ところで多数者の意思は、王の意思とは異なり、それを表明する特別の手続き(例えば投票制度)なしには存在できない。多数者の意思の存在は、特定の制度と相関的である。(ふつうには、多数者の意思がまずあって、然るのちそれを反映する制度がくる、と思念される。だが実は、多数者の意思なるものは、特定の制度に伴ってはじめて生ずる実体のない効果なのである。)

そこで、(近代)民主制の古典的理念は、意思の代数学のかたちで実現されるにちがいない。

これは、人々の意思を総合する形式化された手続きであり、多数の意思が自由に入力されると、そこから自動的に「多数者の意思」を算出して弾き出す性能をもつ機械仕掛けである。

意思の代数学は、特権の介入や外因の混入を排除するといういみで、公正である。多数者が自らを統治するメカニズムとしても適わしい。民主制は、旧体制など非民主制に対してこうした根拠をおしたて、自己を正統化する。

【6】民主制の理念は、代数学的な手続き一般として表現されれば十分である。いっぽう個々の民主制は、特定の制度(言うなれば特定の代数関数)として実現されるしかない。このためどの民主制も、①非民主制ばかりか、②同時に可能な他の民主制によっても潜在的に脅かされ、その前で自らを二重に正統化する必要に迫られ続ける。

民主制の理念とその具体化とのこの懸隔は、民主制の正統性弁証に重大で本質的な困難を生じさせることになる。

正統性の対極は、現存性である。そこにあるという事実が存在理由を与える場合を、現存性という。伝統的支配であれば、正統性と現存性とは相互に浸潤しあうであろう。だが、近代民主制は、正統性と現存性との最大限の緊張なくして営むことができない。(もっともわが国のように、現存性を順次に正統性へと転態させていく伝統的権力工学をもつため、民主制を擬制としてしか保てない例もある。)

ところが、民主制が、具体的な特定の制度たる自らを肯定しようとする、現存する正統性を肯定する態度一般と区別がつかない。そこで人々は、民主制の可塑性を信じようとする。

【7】民主制が他の政体に対して自己の正統性を主張する論理をつきつめて言えば、①社会契約論的な前提にもとづいて制度を構成しようと

すること、②抵抗権＝革命権を是認すること、の2点である。これらは要するに、民主制社会の根源的な可塑性(plasticity)を信奉するための工夫である。民主制の現存する形態を与えたのは、かつて実在した、人々の完璧な合意である。あるいは、社会契約は歴史的事実である。——Hobbes, Locke, Rousseauらの古典的的社会契約説は、みなこうした想定にたつ。

だが民主制を根拠づけるとされる社会契約は、フィクションにすぎない。新大陸の植民社会のように、実際に契約を交わす例もあるが、むしろ社会契約説をなぞったものだ。また革命は、実力行使だからフィクションではないが、圧制への反抗としては正当でも、正統な権力の創造手段としては十分でない。さらに、契約か革命によっていったんは正統な民主制が成立したと考へても、世代交替を越えてその正統性を継承しうるかという、根本的な問題も控えている。

【8】こうして民主制は、理念上可塑的であるというだけでは、現存性の契機を抹消できない。

民主制(の統治機構)の正統性は、一元的な形式論によって弁証されるはずであった。この弁証は、合法性(legality)の観念を援用する。合法性とは、現存する制定法との適合性であり、そこに現存性の契機をまぎれこませている。民主制が、自分が正当化できる手続きだけから‘形式的に’自分の正統性を導こうとしても、無理である(Russell問題)。

こうして、正統性の決定的な弁証を追求する民主制は、合法性と正統性の間をメビウスの帯のように周回しながら、ただ現存する制度として宙に浮かんでいる趣きである。これこそまさしく、政治の言語ゲーム的狀況(a situation like Sprachspiel)にはほかならない。(言語ゲームについては後述する。↳【15】【16】)

民主制の不可能性定理

【9】民主制の前途に塞がる困難は、正統性問題ばかりではない。もっと本質的な困難——そもそも民主制の名に値する制度が概念上存在できるのか、という根本的な疑問がある。この疑問は、投票制度のような民主的手続きと社会的決定の合理性とが両立できるのか、と言いかえてもよい。この疑問の前途には、暗い見通しがある。

民主制への直観的な疑念は、近代的な代議制議会が歴史の表舞台に登場しようとする頃、A. Condorcetをとらえた。時代は啓蒙の世紀、三部会の召集から国民公会の設立によって絞め括られようとする。この理性信仰のさなかに、彼は、投票の結果が必ずしも推移性(transitivity)をみたまないなど、合理的ならざる場合のあることを発見した。投票の逆理(voting paradox)である。

逆理の存在は、C. L. Dodgsonなど一部好事家の関心をひいた程度で、民主政体の普及という歴史の趨勢にはいささかの影もおとさなかったが、20世紀中葉以降厚生経済学の中心テーマに加えられるに及んで、大いに注目を集めることとなる。

投票の逆理は、一定の条件(意思決定に関する合理性、……)のもとで、人々の意思を合成する望ましい手続きが必ずしも存在しないことを例証する。この議論は、社会的選択理論(the theory of social choice)へと洗練された。その中心的な結果は、K. J. Arrowの一般不可能性定理である。

Arrowの定理は、周知のように、民主制の最低限の要件と一般に信じられている、社会的選択関数に関する4条件(I:個人選好の無制約、II:全員一致の原則、III:無関係選択肢からの独立、IV:非独裁)が、決して両立しないこと

の証明を、その内容とする。これによれば、例えばⅠ～Ⅲを満足すれば独裁者が必然的に存在する。この帰結は衝撃的であったため、条件の緩和や置き換えがはかられたが、その結果かえって定理の諸条件が本質的なことが確証された。

Arrowの定理が動かないなら、素朴に信じられていた民主制も、そもそも存在しようのないものかもしれない。

【10】こうした研究の進展が明らかにしたのは、古典派の創始者たちの楽観とは裏はらに、政治学と経済学とは同型でない（したがって、経済学の成功を政治学は享受できない）という事情である。

それでは政治学の独自性は、どこに認められようか？ 筆者の考えでは、それは言説（もしくは価値観）の中心化にある。

経済学の設定では、価値ないし効用は個々の主体が分有しており、システム（市場）全体にはそれに相当するものがない。行為の外形（売買数量）を集計する手続きを考えるだけでよいのである。市場のこの反中心化的な性格は、ふつう分権的とよばれる。

これに対し政治学では、価値ないし意思は、個々の主体が分有するばかりでなく、それら主体の構成する全体システム（統治機構）にも具わっていると想定される。絶対王制では、統治機構の発揮する主体性は、王の命令に根拠をもつから、王の意思という実体的な像を結ぼう。民主制では、全体意思を個々の意思から合成する手続きがそれにかわる。いずれにせよ、政治過程とは本来、中心化的、集権的なものである。

政治と経済と、この2つのシステムは、同型でも、また無関係でもなく、メダルの表裏のように貼りあわさって一体となり、近代社会を構成する。この一体性から、後続の難問が生ずる（↳【13】）。

【11】さて、このようにみえてくると、つぎの事実が判明する——われわれの民主制への帰依は、実は、民主制という名のある具体的な形式的手続きへの帰依にほかならない。民主制の理念への信奉の正体は、民主制のラベルをもつ制度への信憑である。そうだからこそ、Arrowの定理も、民主制を混乱させたり機能停止させたりしなかった。限られた学界内部での恰好の話題にとどまっている。

民主制がいささかも民主制的に機能しないのなら、その事実が永らく人々の視野から隠されてきたのはなぜか？ それはとりわけ代表の観念による。代表とは、意思の包括的な委任であって、選挙を通じて民意を反映する以外に、いちいち各案件に関して人々の意思を勘案しない。すなわち代表のメカニズムは、意思の代数学にも従わず、Arrowの定式化にもあてはまらない。

代議制でも議会の内部に限れば、Arrowの定式化がいちおう妥当する。しかしここでも、政党政治の原則が事態を見難くする。議会政党とは、独自の主体性をそなえ一貫した価値判断で動く代表者の集団である。そこでは代表（議員）は、Arrowの定理の前提する独立した意思を欠いている。

ところで、情報革命の進展は遠からず‘コンピュータ・デモクラシー’（意思の合成手続きの機械化）を技術的に可能とするだろう。この現代の直接民主制は、Arrow流の社会的選択関数の前提となるモデルと近似した政治形態である。この可能性は従来の、代表の観念を脅かすと同時に、民主制の内蔵してきた原理上の問題を、現実の政治課題として人々につきつけてくるに違いない。そうなる以前に、民主制の原理問題にあらかじめ徹底した考察を加えておくことが、近代政治学の急務である。

民主制をめぐる攻防

【12】民主制の正統論が、典型的には、形式一元論に純化することをみた。この立論は、各人の意思の具体的内容に関知しない。そこで、これに対する反措定として、民主制の形式体系に外在する何らかの実体を規準として民主制を攻撃する、形而上学的運動が営まれうる。マルクス主義や宗教的原理主義は、こうした運動である。これらは、教義への無条件な帰依を要求し、内容的な正統性を民主制よりも優位におく。

民主制はこうした運動の発生を甘受するほかない。民主制の正統性弁証が完結できないからである。しかるに近代民主制は、実体的な形而上学の桎梏を解除する宗教的寛容を踏まえている。当然、形式的な正統性と内容的な正統性とは、相互に外在する。すなわち両者は、論理では堂々めぐりを、統治形態では両体制による地表大分割を、帰結する。

【13】実体的な形而上学との対抗上、民主制の正統性に関する内容的な信憑が流通する。この内容とは、人権である。すなわち人権とは、第一義的には‘自然’的なものであり、人定的、形式的な制度に先行するとされる。

人権＝自然権は、民主制の正統根拠を与えるようにみえる。人権の観念によれば、民主制以外のどんな政治制度も、（たとえば抑圧の体制として）批判できる。しかし人権＝自然権のこの実効性は、ひとが民主制に内属する限りで確保されるものだ。人権は、民主制という制度の内部で実体となるだけなのに、制度の＜外＞にたつ‘自然’と信憑される。こうして人権思想は、民主制への信憑を自乗化する。

人権思想への徹底は、だが、別種の困難を持ちあがらせる。生得で否定できない人権は、そこから派生する市民各人の権利を根拠づける。財産やその他、各人の権利内容が具体的に特定

できる（分配をめぐる紛争が事前に解決している）ことが、交換が開始できるための条件であった（↳落合〔1982b〕）。ところが、経済システムの運行を保証するこの前提条件が、同時に民主制の成立を脅かす。Arrowの枠組みでは、各人がその初期状態で任意の選好＝具体的権利内容を手にできることが、議論の出発点となっている。以上の理路が真相を外れていないとすると、近代の政治秩序・経済秩序を一挙に理解する試みは、暗礁に乗りあげてしまう。

【14】こうした困難をまえに、民主制の正統性を改めて根拠づけようとする現代政治学の注目すべき試みとして、J. Rawlsの正義論がある。

Rawlsは、反功利主義の旗じるしのもと、社会契約説の現代的な復権をはかり、民主制（など任意の政治制度）を正統化／批判できる外在的な根拠、すなわち正義の観念をたてんとする。すなわち彼は、民主制に先立つ原初契約の段階で、人々は各自がのちにいかなる利害状況におかれるか知らない、とする「無知のヴェール」の仮定において、原初合意を分配問題から切り離そうとする。

この議論はたしかにArrowの議論の前提を崩しており、民主制を根拠づけようとみえる。しかしあえて言うなら、これは近代政治学の主題を放棄するものだ。民主制はもはや、各人の利害を背景とする意思の代数学たることによって、正統化されるわけではない。そして、意思の中心化という主題も控除されている。というのは、原初合意は、自分の利害に無知な抽象的人間の合意であり、むしろ合意以前に全く同意見でしかないからである。

さらにRawls正義論は、正統論としても錯覚にもとづくものと言えよう。この議論は、民主制に対して批判的に言及する、言説のメタ審級をなしている。そして、④問題となっている正

統性は、民主制それ自体のふりまく言説のなかで実効的なものなのに、それを無視ないし看過している、②正義論が民主制の外部から与える正統性弁証の特権的な効力を、根拠なく信じている、の2点で誤っている。この正義論は結局、実体的形而上学として構成されるほかになく、Rawlsの思惑とは反して、ふたたび民主制の正統化をめぐる堂々めぐりに埋没する運命にある。

政治の言語ゲーム的狀況

【15】政治領域の特質は、正統性の言説や、合法性、公共性といった一連の特徴的な諸観念をうみだす点にある。

民主制が内蔵する正統性の言説や正当化の論理の効力が問題であるとき、それを外部から根拠づける試みが成功しないことをみた。これに対し、正統性の問題をいっさい言説のメタ審級を用いないで構成する有力な議論に、後期のWittgensteinに始まる言語ゲーム論がある。この議論は英国の法理論家H. L. A. Hartに継承され、彼を総帥として、法哲学や法律学、政治哲学などの諸分野で今日最大の潮流に成長している。

この議論の系譜を追うには、まず手はじめにWittgensteinの言語ゲーム論を紹介しなければならぬ。

逆説めくが、言語ゲームとは何かを要約してのべることなど不可能だ、とよく認識することが、理解の第1歩である。それを承知で以下の要約を試みる。なお便宜上、チェスや算術など、それとして単独でとりあげうる言語ゲームと、それらを集合的に考えるときの〈言語ゲーム〉とを、表記の上で区別する。

(1) 〈言語ゲーム〉を積極的に規定することはできない。そうした規定の試み自身、ひとつの言語ゲームであり、〈言語ゲーム〉は対象化

的な言及をのがれて恒に新しく生まれつづけるからである。従って、〈言語ゲーム〉についての帰納的な言明もいみをもたない。言語ゲームは、ある共通項を有するというより、「家族的類似」によってつながるにすぎない。

(2) 言語ゲームは多様である。人々のなすところは何であれ、すでに何がしかの言語ゲームである。言語ゲームとは、われわれのしる端的な事実性である。

(3) 言語ゲームを個々に記述することはできる、しかしその作業自体はすでに別の言語ゲームである。

(4) 言語ゲームの記述一般を、論理学という。論理学はもとの言語ゲームを拘束するのではなく、単に記述する。論理学は、もとの言語ゲームのなかに伏在していたルールを、目にみえる範式のかたちでとりだす。

言語ゲーム論の核心は、以上に尽きよう。

【16】ところで法も政治も、特定のタイプの言語ゲームと考えられる。Wittgensteinはまとまった記述をのこしていないが、法については、Hart〔1961〕がすぐれた見解を示している。

Hartによれば、法とは「責務を課すルール」をもつ言語ゲームである。どんな社会も多様な言語ゲームのいくんだ渦巻きだが、そのなかには、いまのべた法もまじっている。高度な法は、こうした伏在する法（1次ルール）に言及する論理学（2次ルール）にほかならない。法の経験的な諸属性は、この図式にもとづくとき、もっとも周到な理解がえられる。

政治も同様に、正統性を言いたて、民主制という名の形式手続きに帰依する特殊な言語ゲームの系列、と考えられよう。民主制は、法と深くつながる以上、こうした接近法のみのもり多いことは殆ど約束されている。

言語ゲーム論は、伝統的な神学・形而上学的

体系構成と対極的なことで、哲学史上先端的位
置を占める。この議論は、形而上学に組みあが
ったどんな言説の体系も、一連の言語ゲームに
分解してしまふことができる。

私見によれば、近代民主制の形式手続きを成
立たせるのは、一方でユダヤ=ヘブライズム起
源の、啓示と解釈の言説技術、もう一方でプラ
トン=ヘレニズム起源の、直観と証明の言説技
術である。これらは神学のなかで癒合し磨きあ
げられ、再び分解して、命令/テキスト/解釈
/演繹/判決/命名/宣告/権威/契約/……
などの要素的な技術となった。これらは、ヨー
ロッパの伝統的な主/客の形而上学の範式に即
したものである。これらの複合である民主制は、
それ自身根拠づけられない形式として自存して
いるわけだが、この言語ゲームの状況を的確に
扱うものは、主/客の形而上学から離れた言語
ゲーム論ではなからうか。

言説技術と権力分析

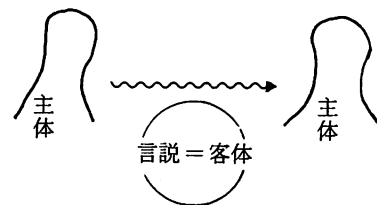
【17】ここでわれわれの政治学の作業プログラ
ムを概観してみよう。まず出発点として重要な
のは、政治過程を、集合的な言説過程の特殊場
合とみなすことである。ついで、民主制の実態
を、ある形式的体系への帰依と考え、それを特
有の言説技術の複合に分解して記述する作業が
くる。

この記述は、外的視点から民主制を捉えると
き可能となる。ある言語ゲームに内属する場合
にひとは内的視点をとり、内属をはなれる場
合、外的視点にある。双方の視点を交錯させ
ると、言説過程の相貌に落差が生じる。言説
から意味や効力を脱色し、当事者の身体をとら
える純然たる効果として考察できるようになる。

Hart は法理論において、ふたつの視点を区
別し、出来事としての言説の輪郭を照らしだす

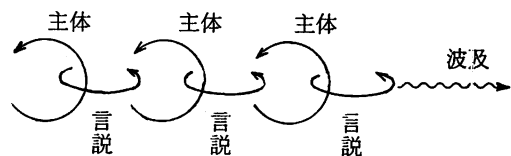
ことの重要性を唱えたが、事情は政治学でも同
様であろう。そこでわれわれは、言説の概念把
握を根本的に転換するよう提案する。

言説分析は伝統的に、コミュニケーション範
式を採用してきた。これは、主/客の形而上学
からの類推によるもので、発話/受話の主体を
別個の実在と想定し、両者の中間に客体として
の言説をおくものである。これによると、コミ
ュニケーションの可能根拠は、予め両主体に分
有されているか、保証されないか、……いずれ
にせよ謎としてのこされよう。



これにかえて、われわれは空間論的範式を採
る。この範式のもとでは、言説は、主体から切
り離された客体でも、主体と主体のあいだに位
置する間主体的な項でもない。むしろある場合
には、主体をかたちづくる摂動でもある。

第1次にあるのは出来事の系列である。そ
のひとつとして言説の波及がある。言説と身体
とは、あたかも電場と磁場のように、互いを孕
んで波及していく。この波及を伝播する言説の
同一性に注目するとき、その反照関係において、
身体は主体の規定を帯びる。



主体であれ何であれ、およそ実体とされるも
のは、空間(=性・言語・権力といった基本作
用素の交錯する身体の集合態としての社会)の
なかで実体化される。

【18】出来事としての言説の波及にも各種のパ

ターンがあるが、それをさきの一連の言説技術と結びつけることができる。(われわれはこの試みの先駆として、発話行為論を利用できよう。)

特に重要なのは、言説が権力と輻輳して波及する場合である。このとき、言明一般は權威に、解説は解釈に、命令は法に、約束は契約に、……言説の位相が転ずる。(権力の概念規定にたちいる暇がないので、別稿を期す。)

政治という現象は、権力と輻輳し特定の効力をおびた多様な言説技術が、ついに空間全域を蔽い、正統性の観念を軸にする体系へと結晶した場合に、生起する。この言説の体系は、権力の作動に即して、不断に正当化の言説を供給する。

ここで正統性 (legitimacy) の概念について改めて定義を与えよう。それは、正当化 (justification) の言説の供給を一義的に画定する源泉、である。

正統性とは本来、全域に波及しそれを蔽い尽くそうとする、言説の動態^{ダイナミクス}によって支えられる。しかし、実現された正統性は、継承をめぐる不可避に2つの契機へ剥離する傾向がある。ひとつは身体の正則な配列原理による組織上の正統性であり、もうひとつは言説の正則な再生原理による教義上の正統性である。(正統性に2つの垂型 (L正統/O正統) を認めたのは丸山〔1980〕の創見である。)

もともと正統性は不断に分裂の可能性を孕む。そして生じる組織上/教義上の非正統を、分派/異端と称する。当然生ずる分裂が押しとどめられていれば、権力の側から正統性を圧服する力が働いたと考えねばならない。

さて、正統性の継承を通じて上の両契機が剥

離するなら、政治制度が形式体系として‘自存’することなどできない。逆に言えば、民主制が形式的手続き体系として自存できるのは、民主制が、宗教的寛容を通じて実体的形而上学 (=内容的な教義) を無化し、形式 (=組織上の正統性) へ一元的に純化しているからである。これが、近代民主制の最大の特質なのであった。(民主制を内容的に根拠づけようとする、かえって制度として自存できなくなる。)

【19】言説も権力も、集合的な過程である。そのため一般に、両者は現象として分離しにくい。だが民主制は、言説過程の権力からの分離を達成している。すなわち、権力からの反作用を受けないまま、権力の必要な正当化を言説過程の自律性にもとづいて調達できる。この特質は、法理論の上からは「実定法的転倒」、権力論の上からは「脱中心化」と規定できる。

こう考えてくると、民主制の解明にあたる近代政治学の前途はひろい。さいごにその根本問題を再確認しよう。

(1) 民主制の内的視点に随行する限りで生ずる一連の困難 (【4】～【11】) を、集合的な言説過程にさしもどして記述する。

(2) 民主制それ自体を、言説技術の複合として記述し、とりわけ権力との輻輳の様相を剔出する。

(3) 正統性の転換に伴って民主制を出現させる権力工学のあやを、言説技術にさかのぼって裏付ける。

これら (特に(3)) の素材には、全域にわたる正統性の確立がはかられる前近代の法制史料が好適とみこまれる。

文 献

- 藤川 吉美 1979 『正義論入門』, 論創社。
—— 1981 「ロールズ正義論の哲学的意義」, 『思想』690:71-87。
- Hart, H. L. A. 1961 The Concept of Law, Oxford Univ. Press.= 1976 矢崎光圀訳, 『法の概念』, みすず書房。
- 橋爪大三郎 1980 「言語ゲーム論考」, (未発表)。
—— 1981 「法の記号論へ」, 『記号学研究』1:95-106。
—— 1982a 「戦後日本の正統論」, (未発表)。
—— 1982b 「性愛論」, (未発表)。
—— 1982c 「形而上作用としての資本」, (未発表)。
—— 1983 「記号の王国:<日本>の権力分析」, (未発表)。
- 丸山 真男 1980 「閻斎学と閻斎学派」, 『日本思想大系』31:601-674. 岩波書店。
- 大井 幸子 1982 「二つの正統性と近代——丸山真男における二つの正統性概念と近代社会の成立過程におけるピューリタニズム——」, 『ソシオロゴス』6:86-96。
- 落合 仁司 1982a 「構造経済学序説」, 『ソシオロゴス』6:30-37。
—— 1982b 「法経済学序説」, 『季刊現代経済』51:119-127。
- Rawls, John 1971 A Theory of Justice, Harvard Univ. Press.= 1979 矢島鈞次監訳, 『正義論入門』, 紀伊国屋書店。
- Wittgenstein, Ludwig 1953 Philosophische Untersuchungen, B. Blackwell.= 1976 藤本隆志訳, 『哲学探求』(ウィットゲンシュタイン全集8), 大修館書店。

(はしづめ だいさぶろう)